

# 海外送金等外為取引をご利用のお客さまへ

永和信用金庫

<以下の注意をご覧いただき、内容をご確認のうえ、外国送金のお手続きをお願い申し上げます。>

1. 当金庫では、お客さまからご依頼を受けた外国送金について、ご送金目的、お受取人、その他詳細について確認させていただいております。また、規制の対象となる国・地域等への送金ではないことも確認させていただいております。特に、物品輸入に係る外国送金の場合には、当該物品の原産地および船積地域等についての確認も行っております。
2. また当金庫は、マネーロンダリング等金融犯罪対策の一環として、外国送金を常時モニタリングしております。当金庫の外国送金を不正に使用される恐れがあると当金庫が判断した場合や、その他送金の停止等を必要とする相当の事由が生じた場合には、お客さまに事前に通知することなく、関連する送金業務の全てまたは一部の利用停止等の措置を構う場合がございますので、あらかじめご了解ください。また、これによりお客さま等に生じた損害につき、当金庫は責任を負わないものとします。

## 「外国為替及び外国貿易法」に基づく支払等規制について

当金庫は、外国為替及び外国貿易法（外為法）第17条で規定されている銀行等の確認義務等の確実な履行のため、「貿易に関する支払規制」および「資金使途規制」等にお客さまのご送金取引が該当しないことを確認させていただいております。

つきましては、下記に該当するお取引がある場合には、当金庫に対して申告いただく等、ご協力をお願いいたします。なお、それ以外のご送金であっても、ご送金目的や商品の原産地・船積地域等の記載又は上記規制に該当しない旨の申告等を当金庫が要請した場合には、当該要請への対応について、ご理解とご協力をお願いします。

### 外為法に基づく送金の規制（北朝鮮・イラン関連抜粋）

- 1) 北朝鮮の「貿易に関する支払規制」
  - ・北朝鮮を原産地または船積地域とする全ての貨物の輸入または仲介貿易に係るもの
  - ・北朝鮮を仕向地とする全ての貨物の輸出または仲介貿易に係るもの
- 2) 北朝鮮の「資金使途規制」
  - ・「北朝鮮のミサイル又は大量破壊兵器の計画に関連する者」への支払
  - ・「北朝鮮の核関連、その他の大量破壊兵器関連及び弾道ミサイル関連計画に関与する者」への支払
  - ・「北朝鮮の核関連、弾道ミサイル関連又はその他の大量破壊兵器関連の計画又は活動に貢献し得る活動」に係るもの
- 3) 北朝鮮に対する「支払の原則禁止」措置
  - ・人道目的かつ10万円以下の場合を除き、北朝鮮に住所等を有する者に対する支払の原則禁止
  - ・「支払の原則禁止措置」の対象となる支払は、次の者を受取人とする取引
    - ① 北朝鮮に住所・居所を有する自然人
    - ② 北朝鮮に主たる事務所を有する法人その他の団体
    - ③ 上記②の法人等の外国にある支店、出張所その他の事務所
    - ④ 上記①又は②により実質的に支配されている法人等
    - ⑤ 上記④の法人等の外国にある支店等
- 4) イランの「資金使途規制」
  - ・イラン関係者による本邦の核関連企業への投資に係るもの
  - ・「イランの核活動等及び大型通常兵器等に関連する活動」に寄与する目的で行われるもの
  - ・「イランの核活動等に関与する者」への支払

**上記に掲げる外為法上の「北朝鮮関連規制取引」並びに「イラン関連規制取引」に該当しないことをご確認の上、送金依頼書下部の『「外国為替及び外国貿易法」の北朝鮮・イラン関連規制に該当しません』にチェックをお願いします。**

また、当金庫がお客さまのために北朝鮮・イラン関連の外国からの送金を受けた場合にも、当金庫は確認を行うこととされておりますので、その際の確認の要請への対応についても、ご理解とご協力をお願いします。

ご不明な点は、当金庫融資管理部 外国為替担当（06-6633-1885）までお問い合わせください。